

令和5年第7回（7月）かほく市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年7月26日（水）午後1時30分

場 所 かほく市役所 西フロア3階 302会議室

開 会	事務局長	<p>定刻になりましたので、ただ今から令和5年第7回（7月）農業委員会総会を開会致したいと思います。</p> <p>種本会長のご挨拶をお願い致します。</p>
会長挨拶	会 長	<p>皆さん、ご苦労様でございます。</p> <p>とにかく、かほく市も含めまして大変な水害、災害が起きたという事でございまして、私の所でも相当決壊して河北郡市でため池決壊というのがありまして、ため池決壊するとういう風になるのかとそのような状況もございました。色んな所でまだまだ影響が出ている訳でございますが、特に災害に遭われた皆様方には心配ですが、今後共元気で頑張っって欲しいと思っております。</p> <p>ようやく天気も快晴になりまして、逆にこの快晴が続きますと、水害の後に今度は干ばつの心配というのも出てきておまして、田んぼも一部では真っ白で乾きつつあるそのような現状かと思えます。この管内でも大崎の砂丘地の水害、川も無いのに酷いものになるという実態としてあると思えますし、多田地区の様に家そのものが水に浸かる所もありまして、非常に気象災害はそう簡単に対応は出来ないというのが実態かなと思っております。その後、かほく市の職員の皆様方にはすぐに現場の方に調査に入って頂きまして、土日返上で頑張っている姿を見ておりますが、実態としてはまだまだ手の付けられない所も沢山あるというのが現状でございまして、早く終息するように願っている所でございます。</p> <p>それでは早速ですが、只今より始めたいと思えます。</p>
欠席委員確認 議事録署名委員の指名	会 長	<p>本日の欠席委員は、推進委員は 気谷 委員の1名であります。</p> <p>それでは、議案審議の前に議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>署名委員に 1番 油野 委員 2番 長原 委員 をお願いいたします。</p> <p>次回、総会開催日に署名・捺印をお願い致します。</p> <p>本日、現地調査にあられました、</p> <p>1番 油野委員 2番 長原委員 には、各案件の審議時にご説明をいただきますので、よろしくお願い致します。</p>
議案第27号 農地法第3条 許可申請	会 長	<p>それでは、「議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を議題とし事務局の説明を求めます。</p>

議案第 27 号 農地法第 3 条 許可申請	事務局	<p>【議案第 27 号 整理番号 1 番について朗読説明】</p> <p>許可基準については、お手元に配布しております「農地法第 3 条の許可申請に係る許可基準適否判断資料」のとおりでありまして、農地法第 3 条に係る許可要件のすべてを満たしているものと考えられます。</p> <p>これで、議案第 27 号整理番号 1 番の説明を終わります。</p>
	会 長	事務局から説明がありましたが、この件について、本日、現地調査に当たられました委員より現地報告をお願い致します。
	当番委員	<p>油野委員 現地調査</p> <p>本日、10 時 00 分より事務局、私と長原委員で現地調査してきました。</p>
	当番委員	<p>・整理番号 1 番</p> <p>この土地につきましては、譲受人の自宅後ろの地面でビニールハウスがありました。経営規模の拡大を図ると言う事で、周りは連たんしておりまして、他の用地に与える影響も全く無く問題は無いと思います。</p>
	会 長	この件につきまして、地区担当委員のご意見等がありましたらご発言ください。
	地区担当委員	<p>・整理番号 1 番 松本委員</p> <p>現地ですが、畑にするという事で、そこは稲作のビニールハウスが 2 棟建っておりまして、周りは宅地ですが、問題無いかなと思います。譲渡人はぶどう栽培したいという事で聞いておりますので、問題無いかなと思います。</p>
	会 長	ほかにご意見等ございましたらご発言ください。ございませんか。無いようでしたら採決に入ります。議案に賛成の方は挙手をお願いします。
議案第 28 号 農地転用許可 後の事業計画 変更申請及び 議案第 29 号 農地法第 5 条 許可申請	会 長	全員の挙手により、「議案第 27 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可決定について」は原案のとおり許可決定致します。
	会 長	続きまして、「議案第 28 号 農地転用許可後の事業計画変更申請（農地法第 5 条許可）に対する意見決定について」及び「議案第 29 号農地法第 5 条許可申請に対する意見決定について」については関連しておりますので一括として議題とし事務局の説明を求めます。

<p>議案第 28 号 農地転用許可 後の事業計画 変更申請及び 議案第 29 号 農地法第 5 条 許可申請</p>	<p>事務局</p>	<p>【議案第 28 号 整理番号 1 番についてを朗読説明】 【議案第 29 号 整理番号 1 番から 7 番についてを朗読説明】</p> <p>農地区分及び許可基準については、お手元に配布しております「農地法第 4 条・5 条の許可申請に係る許可基準適否判断資料」をご覧ください。</p> <p>始めに議案第 28 号整理番号 1 番と議案第 29 号整理番号 4 番は関連しておりますのでご説明いたします。</p> <p>今回変更となる理由は、令和 4 年 9 月 14 日付で当初許可を得た事業者が宅地造成用地として計画をしておりましたが、資材の急激な高騰により当初の資金計画で事業を遂行できないところ同業者より同じ転用目的で利用したいと申し出を受けたので申請されました。申請地は、「都市計画法の用途地域が定められている地域」との理由により第 3 種農地と判断できます。</p> <p>続きまして、議案第 29 号整理番号 1 番についてご説明いたします。申請地は「住宅等が連たんしている区域に近接する農地で農地の広がり 10ha 未満であるの農地」との理由により第 2 種農地と判断できます。転用目的の工場建設用地ですが、現在、津幡町地内に工場 1 棟（敷地面積：約 8,500 m<sup>2</sup>）、従業員用駐車場（敷地面積：約 2,000 m<sup>2</sup>）併せて、約 10,500 m<sup>2</sup>で営業しており、特に主力である建設機械の製造について受注量が増加傾向であることから、工場を増設するにあたり既存の敷地内では困難なため、新たな場所で工場建設用地を求めることになりました。候補地要件を満たす土地を近隣市町及び市内で検討したところ代替性なしに該当すると判断いたしました。</p> <p>続いて、2 番・3 番・5 番から 7 番については、「都市計画法の用途地域が定められている地域」との理由により第 3 種農地と判断できます。個別事項については、許可基準適否判断資料のとおりであり、許可基準については全て満たしているものと考えられます。</p> <p>以上で、議案第 28 号及び議案第 29 号の説明を終わります</p>
	<p>会 長</p>	<p>事務局から説明がありましたが、この件について、本日、現地調査に当たられました委員より現地報告をお願い致します。</p>
	<p>当番委員</p>	<p>油野委員現地調査 ・ 28 号 計画変更 1 番及び 29 号 整理番号 4 番 令和 4 年 9 月 14 日付けに配って下さったのですが、その時もその時委員をされていた方については私が説明したと思います。東側にはアパート、西側には住宅、家屋に挟まれた土地でありまして、北側は少し宅地があってその前が農地と言う事で、幹線道路に沿った農地であります。これにつきましては令和 4 年の時にも説明しましたが、耕作されていなくて、事務局の話にもありました通り計画面については全く変更が無く、計画を承継するという事で、周</p>

議案第 28 号  
農地転用許可  
後の事業計画  
変更申請及び  
議案第 29 号  
農地法第 5 条  
許可申請

当番委員

りは農地ありませんし、これについては問題ないと思います。

長原委員 現地調査

・整理番号 1 番

議案第 29 号の整理番号 1 番ですけども、この地区につきましては、先程事務局から報告があった通り、建設機械を作る会社の増設という事でありまして、現地につきましては、里山海道からのアクセスも良く今現在、他の会社もそこに集まっています。少し音が出るという事で、住宅地からは少し離れていますので、問題無いかと思います。

・整理番号 2 番

宅地造成用地と言う事で、この土地に面している道路というのは位置指定道路の市道、位置指定道路につきましては、関係者からの承諾を受けていると言う事で、この土地に両方から入れますし、農地については周りに農地がありません。それで全く他の農地に影響を与えるものは無く問題は無いと思います。

・整理番号 3 番

県道に沿った土地でありまして、譲渡人と譲受人は親子関係にあります。使用貸借と言う事で現在耕作されているが、3 区画に分かれておりまして、北側については耕作されておりました。親が以後も耕作し、残りを自己住宅用地として使用し周りは家屋ばかりで農地はありません。問題は無いと思います。

・整理番号 5 番

この土地については南側に居宅があります。北側にも居宅があります。ここについては旧七塚町の区画整備事業の土地でありまして、周りは段々住宅が建てられておりまして、問題は無いと思います。

・整理番号 6 番

この地区につきましても、周りは全て住宅地と言う事で、特に問題はありません。

・整理番号 7 番

ほ場整備区域と言う事で、事業をしておりますが今後該当の地域につきましては、農家の次男、三男の住宅用地と言う事で、今まで保有されていたという事でございます。土地改良事業の敷地にも入っておりませんし、地元集落の方も開発には積極的にやって行きたいと言う事でございますので、特に問題は無いかなと思います。

議案第 30 号 農地法第 5 条 の適用を受け る競（公）売 買受適格証明 願に対する証 明決定	会 長	この件につきまして、地区担当委員のご意見等がありましたらご発言ください。 始めに事業計画変更と整理番号 4 番より高橋委員お願いします。
	地区担当委員	・計画変更 1 番と整理番号 4 番 高橋委員 住宅の中入っていった所に農地がありまして、宅地造成は許可済み。申請者の変更と言う事で、周りに農地も無かったですし、問題無いかなと思いました。  ・整理番号 1 番 中村委員 この土地は昔からぶどう畑で、現在は平地になっております。この土地の北側は企業が工業用地として使用している。西側は今年の春から企業が操業を始めております。また南には PFU があります。工業団地の中辺りに相当しますので、問題は無いと思えます。  ・整理番号 2 番 整理番号 3 番 今本委員 2 番、3 番、現地にて見て参りましたが、問題無いと思えます。
	会 長	・整理番号 5 番 油野委員 ・整理番号 6 番 長原委員 ・整理番号 7 番 長原委員 5、6、7 番については先程説明をされましたので、割愛させていただきます。
	会 長	ほかにご意見等ございましたらご発言ください。ございませんか。無いようでしたら採決に入ります。議案に賛成の方は挙手をお願いします。
	会 長	全員の挙手により「議案第 28 号 農地転用許可後の事業計画変更申請（農地法第 5 条許可）に対する意見決定について」及び「議案第 29 号農地法第 5 条許可申請に対する意見決定について」は原案のとおり意見決定致します。
	会 長	続きまして、議案第 30 号 農地法第 5 条の適用を受ける競（公） 売買受適格証明願 <small>ばいかうけてきかくしやうめいねがい</small> に対する証明決定」を議案とし、事務局の説明を求めます。  【議案第 30 号 整理番号 1 番についてを朗読説明】 農地区分及び許可基準については、お手元に配布しております「農地法第 4 条・5 条の許可申請に係る許可基準適否判断資料」をご覧ください。

<p>議案第 30 号 農地法第 5 条 の適用を受け る競（公）売 買受適格証明 願に対する証 明決定</p>	<p>事務局</p>	<p>ださい。 整理番号 1 番については、「都市計画法の用途地域が定められている地域」の農地との理由により、第 3 種農地と判断できます。 また、適格証明を交付した者が最高落札した場合、落札を証したものを添付し農地法第 5 条申請を行うこととなります。適格証明の申請と内容に変更がない限り、今回の審議をもって第 5 条許可申請の審議に換えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 説明は、以上です。</p>
	<p>会 長</p>	<p>事務局から説明がありましたが、この件について、本日、現地調査に当たられました委員さんより現地報告をお願い致します。</p>
	<p>当番委員</p>	<p>油野委員 現地調査 ・整理番号 1 番 現地については現況畑と言う事で、耕作されておりました。この土地については、中々譲渡されないとと言う事で、金額を下げた形で求めている状況ですが、道路の面した土地でありまして、問題は無いかなと思います。</p>
	<p>会 長</p>	<p>この件につきまして、地区担当委員のご意見等がありましたらご発言ください。</p>
	<p>地区担当委員</p>	<p>・整理番号 1 番 今本委員 この件に関して、現場を見た限り問題無いかと思ひます。</p>
	<p>会 長</p>	<p>ほかにご意見等ございましたらご発言ください。ございませんか。無いようでしたら採決に入ります。議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>議案第 30 号 農地法第 5 条 の適用を受け る競（公）売 買受適格証明 願に対する証 明決定</p>	<p>会 長</p>	<p>全員の挙手により「議案第 30 号農地法第 5 条の適用を受ける競 <small>こう ばいかいうけてきかくしょうめいねが</small> （公）売買受適格証明願に対する証明決定」については原案のとおり証明決定致します。</p>
<p>報 告</p>	<p>会 長</p>	<p>次に報告案件がございます。事務局の説明をお願いします。</p>
<p>報告第 8 号 農地法第 3 条 の 3 第 1 項の 規定による届 出</p>	<p>事務局</p>	<p>【報告第 8 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について】 朗読説明  報告案件は以上です。</p>

<p>いしかわ農業 委員会活動 1・1・1 運動 推進状況報告</p>	<p>会 長</p>	<p>以上で、第7回の議案審議については全て終了しました。</p>
	<p>会 長</p>	<p>次に、「いしかわ農業委員活動1.1.1運動」についてですが、 今月は農業委員7番・10番・11番・推進委員Cグループの方から ご報告をお願いします。</p>
	<p>当番委員</p>	<p>7番 竹田委員 デラウェアの収穫の方は特に雨の影響もなく、今の所順調と言う 事です。</p> <p>10番 中村委員 4月の終り頃からぶとうにシタバニハゴロモがついており、駆除 してもしても今朝になるとまたついている。周りが原野となってお りますので、次から次からやってくるのかなと思います。大事に至 らざればななと思っております。</p> <p>11番 大田委員 河北台のポンプの件で1日2日水が来ないことがありました。これ も原因が良く分からない。地震の件でずれたのかという話もありま すし分からない状況でした。天気が良いので、このような事があつ たら今後に影響もあるという事で心配している。この間の災害で被 害というのがもう少し経って見ないと分からないが、水田を確認に 行くと稲も見えない状態で、それが何時間浸かっていたのか、ゆめ みづほの穂が出ておりましたので、ちょっと心配かなと思ってお りまして村井専務にその辺の事も聞きたいなと宜しく願います。 昨日は石川県果樹園芸大会が地元かほく市で行われまして、市の協 力を頂きまして、無事に終わらせて頂きました事をお礼申し上げた いと思います。農協さんにもお世話になりまして無事終わりました ので宜しく願いたいと思います。以上でございます。</p> <p>Cグループ推進委員 松原委員 大崎地区の方の畑が、真ん中の方から海岸に流れる。この間の雨 で普通砂丘地は川のように流れるというのは無いのですが、この間 の雨が強烈で5時と6時が何とか少しは流れましたけど、海岸寄り の7字の土地は干ばつ材のスギと干ばつ材の板で擁壁してあつた。 約30年もしたら腐ってたので、そのような状況の中で雨が降って川 のように流れました。市の方をお願いして助けてもらいましたが何 が起こるか分からない世の中になったなと。今の所はスイカも何と か出荷している。さつまいもも7字以外は順調です。以上です。</p>

いしかわ農業 委員会活動 1・1・1 運動 推進状況報告	当番委員	<p>三嶋委員</p> <p>12日の線状降水帯で私も初めてですが、うちの組合人が印刷した天気図があるんですけど、12日の10時かほくで丁度一番濃い赤色がかほく市を通っていると1時間に80ミリから100ミリ。雲幅が10キロほどあるらしい。余地、若緑、津幡の山辺りを通って行ったらしい抜けた先が小矢部と。真っ赤に塗ってあるのですがこんなのも初めて見たのですがひどい雨でした。私もだいたい30町歩ほど継いでおりますが、ほとんど水に浸かりました。法人の事務所も機材や機械が水に浸かると、冷蔵庫、コピー機が全て駄目になりました。山崩れやらのり面の決壊、相当の数があります。色んな事は出来るだけ自分でやってはいるが、ほ場整備した時に下に水を溜めてポンプアップという水の送り方をしていないので、ほ場整備の3つの谷のため池に水を溜めて、そこから下の方に送水するというやり方、その真ん中1ヶ所流れが変わってしまって一滴も水が入らないという状況になってしまって、大変弱っている。自分達で色々していたが、最終的に市の方にお世話になって、ため池に行くまでに山崩れで行けないんですけども、何とか田んぼを渡ってため池に水が入るようにして頂きまして月曜から何とか入るようになりまして、コシヒカリは何とか生き返っている状況です。最後にハウスがあるが、40mのハウスが完全に潰れてしまいました。山崩れの土砂です。これからどのように再生していくか、大きな地域の問題かなと思っております。以上です。</p> <p>寺井委員</p> <p>内日角は災害というのは少なかったと思います。ただ河川の方に崩れた所が何ヶ所かあったと、田んぼにはほとんど影響がなかったという事で良かったかなと思っております。</p>
	会 長	<p>ありがとうございます。次回は、12番 村井委員、1番 油野委員、Aグループの推進委員さんをお願いいたします。</p>
	会 長  村井委員	<p>続きまして、石川かほく農協専務の村井委員より、河北郡市の農業情勢やかほく市管内の現況や情報について、何か報告がありましたらお話しをお願いいたします。</p> <p>全体として、平坦地もなんですけど、特に中山間地域がほんとにひどい災害で、見ていると河合谷地区が一番酷いのかと、河合谷地区に通っている川が大氾濫という事で、納屋が崩れてしまっている中の農機具が流されてしまった。農機の被害でもトラクターが2、3台だめですし、軽トラとか自動車が50台以上水没という報告も出てきております。</p>

いしかわ農業  
委員会活動  
1・1・1 運動  
推進状況報告

村井委員

生産物で言いますと、大崎のスイカ自体は実は最盛期を迎えていたのですが、本来なら最後の方まで今時分まで出荷されていますが、砂丘地でも冠水、雨があまりにも沢山降ったので水はけが追い付かない、スイカが浮いていたという状況で、病気ですね。炭疽菌という病気があるんですけど、それがやはり一気に出て一部は収穫出来ないという状況です。

河北潟の方は一部分は真っ白になっていたという状況で、特に小松菜はハウスの中にまで冠水しておりほぼ全滅という事です。完全に2、3日で枯れてしまっている。枯れるだけならいいがその後土壤消毒して次の作付けをしなくちゃいけないという事なので、二重三重での仕事が増える。大変な状況になって来ております。

畜産の関係は内灘の牛舎ほぼ膝近くまでかん水していた。生乳については冷却して溜めておく装置、冷蔵庫なんですけどそれが漏電になってだめになって、2t位廃棄しております。飼料は地面に置いてあったので、全てかん水して食べさせられないと言う様な状況。

農地の被害というのは土砂崩れによる用水が止まったという所が中山間地を中心に大変な数になっていて、在所の人が手で上げたり重機で上げたり、一番ひどい長柄用水が全く通っていないという状況でそれも重機が入れない所が何ヶ所もある。稲作が今大事な時なので、早めに救援が出来ればと思っている所であります。という事で今回の7月12日の被害につきましては、これからまだおそらく被害が増えてくると、表面的に出ているのは今そのような形なんですけど、2次災害と言いますか、大豆であったり農作物で収穫の出来ないような物が少しずつ出てきている。

そんな中でJAグループとして、国の方への激震災害指定のお願いをした、うちの組合長が国会議員さんに陳情に行く、要望して行く様な予定をしております。

もう一つが肥料の高騰対策事業の関係で、去年の10月分まで、令和4年度の秋肥の分につきましては、12月に補助金を国、県、市、町の方から頂きまして、皆さんにお支払いしていたというのがありますが、今回、去年の11月から今年の5月分まで、その肥料の高騰対策支援金に代わる、令和5年度の春肥に対する支援金が確定致しまして、河北郡市全部ですが429件の申請がありまして、支援金額で言いますと約4200万円の支援金という事と確定致しました。その中身としては国で70%、県で15%、そして市、町の方から7.5%と言う事で本当に有難く思っております。支払の日ですが、明後日各農家の口座の方へお支払いする予定にしております。

もう一点、稲作で冠水して稲が全く見えない状況の中で、泥水の中に2、3日いると被害が出て来ます。ただ4、5時間とかだとまずほぼ大丈夫だと思いますが、たまたま穂が出る瞬間とかそういう時になった場合は、穂が受精しない不稔り、それが出る可能性は無い事は無いという事でした。後は出てくるのを見てみるしかないという

いしかわ農業 委員会活動 1・1・1 運動 推進状況報告	村井委員	事なので、宜しくお願ひしたいと思ひます。 一部で早稲の方でほがね症状が出ているという所が一部あるそうです。
	会 長	大変な状況というのが皆さんの話から推定は出来ました。 中々当分まだ尾を引くのでは無いかと、そのような状況でございます。とにかく被害が出ないようにこれ以上拡大しないようにという所で皆様方にはまたお願ひしたいと思っております。
	質 問 者	私の地区の狩鹿野の田んぼは、幸いにも前回の雨でそんなに被害は無く土砂崩れも無かつたし、でも田んぼの真ん中が家の主人いわく、雷が落ちたんじゃないかと黄色くなってる田んぼが一枚ありまして、ご本人さんからは何にも言つてこないんですけど、その田んぼを見た限り、丁度田んぼの真ん中5m位の丸い状況で黄色っぽくなっている。落雷だと思う。そういうのはご本人さんから言つてもらえば良いのか。
	村井委員	もし被害が大きいという事であれば、農業共済の水稲の被害報告を出して頂いて、7割減収で1筆ごとに農業共済が坪狩りして、その田んぼの一枚の収穫量が例えば10俵とれていた物が7俵以下になったらその差額が農業共済にかかれば、もらえると思う。一応出してみた方が良い。5m位だとほぼ7割にならない。生産組合長が農業共済の委員をしているので、聞いてみたら良いと思ひます。おそらく、農業共済でだいぶ土砂崩れで被害があつた所は申請されてくると思ひます。
	会 長	多分、雷だと思ひますが被害には中々それだけの面積だと多分掛からないと思ひますが、言うだけ言つておけば良いと思ひます。後は実際共済組合が来て、坪狩りなどして判断という形になると思ひます。そういう事でお願ひします。 それでは事務局よりその他についてお願ひ致します。
	事 務 局	・令和5年度農業委員会研修会の開催について（再案内）
	事務局長	みなさんから災害のお話がたくさんありましたので、私の方からもほんの少しだけお話しさせて頂きたいと思ひます。 まず、農地、農業施設の災害として報告が上がってきた案件が150数件あります。それからうちは農林水産課なので林道の災害として30数件位現在上がっております。総数としたら180数件の災害報告が上がっているという事でございます。 この中でこれは地元でお願ひしますという話とか、現在詰めておりますけれども、補助を取りに行く様な災害もその中に数10件あると

いしかわ農業  
委員会活動  
1・1・1 運動  
推進状況報告

事務局長

言う様な状態です。先程村井委員さんからも話があったように長柄用水、長柄用水は津幡町の太田、上太田から長柄町、夏栗に対して11キロほどの水路があり、11キロの水路の中でもそこら中が崩れている状態で水が送れないと言う事でありまして、稲穂の話もありましたけども、コシヒカリが丁度今月の28日位が穂が開花すると言う様なお話で聞いておりますので、今が水の入り時という事で長柄用水につきましては、昨日緊急に水道の水を少し頂戴致しまして用水から比べたら少ないのですが入れさせてもらうという状況です。それでも足りないので、近隣の消雪の井戸も利用させて頂いて、そこに足すようなことで対応したいと思っております。

今回の災害で一番多かったのが、山の谷あいの所の土砂崩れが一番多く見られました。上田名地区ですとか気屋地区もそうですし、多田地区に至るまで山あいの地区を中心に土砂崩れが発生していったと言う風な状況です。その中でもため池を現地視察させて頂いたが、特に直ぐに手当てさせて頂いたが十分な水が行っているかは分からないが、それで何とかやり過ごして欲しいという事ですし、気屋地区のため池、5、6m位あるため池の堤防ですけどもその堤防がV字型に破堤してしまっていて、ため池の水が全部出てしまっている、下流の田んぼですけど、全部土砂も含めていってしまっているという状況も見受けられます。

本当に市内そこら中で災害が起きていると、私は七塚なものですから雨が去って外を見ても何が起きたか分からない様な状態でしたけど、市内を見渡して見ればそんな状況であるという事で、これから職員が災害復旧に関わっていくという所で、みなさん水が要するという人も早く直して欲しいという人も含めて、少し長い目で見て頂ければなという風に思っておりますのでよろしくお願い致します。

質問者

長柄用水は大海川からポンプで上げられないのか

事務局長

それが現状で出来ないと、これからの水量もあるんですけど、引っ張ってくるルートもありまして、もし長柄町に対して大海川の水をポンプアップ出来たとしても、今水道で仮設で水を入れてますけど、同等の量しか入れれない。今消雪の水も入れようとしていますけど、それも大体同等の量という事ですので本当長柄町の方には申し訳ないですけど、そんな中で何とかやりくりして欲しいと言う様な状況です。

質問者

先月長柄用水良いのになってありがとうございました。

事務局長

まさに長柄用水の上太田地内を県の森林の関係の工事入って頂きまして、完成検査間近という所でございまして、そこは改良工事してますのでしっかりしているが、その下に流れている水路には土砂

<p>いしかわ農業 委員会活動 1・1・1 運動 推進状況報告</p>	<p>事務局長 質問者 事務局長</p>	<p>がいっぱい溜まっていると言う様な状況です。</p> <p>多田地区はどうになりましたか</p> <p>多田地区も進めておりますけども本当に今の所どうも言いようが無い。大変な状況は他の地区と同じ状況でございます。上田名地区も気屋地区も全く同じ状況です。 本当に山の谷あいの所が集中的にやられたと言う様な状況です。</p>
<p>その他</p>	<p>事務局長 事務局長</p>	<p>次回、8月の総会は、8月25日（金）午後1時30分から予定をしております。場所は、西フロア3階302会議室となります。 現地調査の当番委員の方は、3番 今本委員、4番 松本委員です。 推進委員の方は、全員の出席となります。よろしくお願いいたします。</p> <p>今月（7月）の委員報酬は、8月末に振り込む予定です。ご確認をお願い致します。</p>
<p>閉 会</p>	<p>会 長 会 長</p>	<p>他に何かございませんか。</p> <p>無いようでしたら令和5年7回（7月）の農業委員会総会を終了いたします。</p>
		<p>14時40分終了</p>
		<p>議事録署名委員 会長 [Redacted] 1番 [Redacted] 2番 [Redacted]</p>